

審査の結果の要旨

氏名 手塚 洋輔

本稿はリスク管理行政における意思決定に際し、「不作為過誤」と「作為過誤」の2つの過誤に着目し、この2つを同時に回避できない「過誤回避のディレンマ」をいかに克服するしくみを、日本の行政が構築したかについて、新たな政治学及び行政学の理論と、予防接種行政の歴史的展開との2側面から考究した試みである。以下理論的貢献と実証的貢献に分けて審査過程を記述する。

まず理論的貢献について、「過誤回避のディレンマ」という Key Word について、議論が集中した。著者は、「過誤回避のディレンマ」があるからこそ、行政は自らの決定に際して作為過誤の回避か、不作為過誤の回避かのいずれかを選択しなければならないと主張する。これに対して、作為過誤と不作為過誤は同時にはおこらず、程度問題ならばディレンマとは言えないのではないかとの反論がなされた。著者は、マクロレベル、ミクロレベルでの作為過誤と不作為過誤の問題が分別されていないことを認めつつ、行政当局の土俵にのらぬためには、ディレンマ論の先に何がしかのブレイクスルーがあることを、本稿が射程距離に入れていることを主張した。これに対して、ディレンマ論は、科学社会論への応用が可能であり、リスク管理論の中でのマクロな意味とミクロな問題とのつながりを示唆しており、本稿はその点で評価できるとの見解が示された。また著者の見方が行政当局側に力点を置いていることに対しては、これまでは被害者の見方に立った研究が主流だったが、行政の論理を戦後の予防接種行政という具体例を通して一貫して追究した点が高く評価された。その上で、1994年接種法改正が、プロフェッションによる小政治と、市民・世論・社会による批難の政治をのりこえ、厚生大臣を主とする政治家の政治判断によって、公的責任に結着をつけた過程の解明が、評価を得た。総じて過誤を構築主義で組み立て、社会理論が社会学に対応するように、過誤理論を行政学に対応させた点がユニークとされた。また学者の瑣雑な議論や政治行政と業界との利権がらみの話を必要としない構成のため、予防接種行政の事例に止まらず、この論理の他の行政学の事例への射程距離の長さ、応用範囲の広さが指摘され、著者の今後の伸びが期待された。

歴史的事実については、戦後の予防接種行政を四つの時代に区分して叙述している。第1章では、1948年の予防接種法の成立の過程を、GHQの占領行政との関連の中で位置づける。副作用被害は個人の特異体質として処理され、いずれの過誤回避も不作為過誤回避的指向であった。第2章では独立後、1960年初頭に争点化したポリオ問題を事例に、不作為過誤回避と作為過誤回避の対立を検討する。最終的に軍事的色彩の強かった予防接種制度の戦後日本への定着過程を明らかにしている。第3章では、1967年前後から作為過誤の顕在化が急速に進展した過程を、国民のレベルと医師のレベルから

解明する。そこから無過失責任による「救済」の必要性の論議が噴出し、最終的に 1976 年の予防接種法の抜本的改正へと結実する過程をダイナミックに描く。第 4 章では、戦後長らく続いてきた義務接種・集団接種による予防接種制度が、1994 年の接種法の再改正によって勧奨接種・個人接種へと画期的に転換する過程を分析する。それには、80 年代から 90 年代にかけてのインフルエンザと MMR に関する議論の広がり、1992 年の被害者訴訟における東京高裁判決と上告断念が影響を及ぼしていたと説く。これらの歴史的整理は、妥当であり説得的であると評価された。

また資料の点で、第 1 に法レベルの制度改正について、国立公文書館での公開され始めたばかりの資料へのアクセス、さらに情報公開制度をフルに活用しての内閣法制局による法令審査資料を駆使したこと、第 2 に医師レベルに関しては、医学雑誌の記事や医師会機関誌への徹底的な読みこみを行ったこと、第 3 に国民レベルでは、育児書・育児雑誌まで手広くあたったこと、第 4 に訴訟記録を判決ではなく、証人尋問にスポットをあてて利用したこと、第 5 にオーラル・ヒストリーの手法を用いて、現場の声の把握に努めたことが、いずれも高く評価された。

著者は、この 5 年間、先端研の「安全安心と科学技術人材養成プロジェクト（科学技術振興調整費）」に携わっており、ここでの経験が、自ずと著者の行政学・公共政策学的関心を科学技術論にむける契機となった。いわば安全安心の人材養成に携わりながら、本人自身もまたその学術的人材として養成された幸運にして稀なケースである。この点は、主査によって特筆すべきこととして一同に認められた。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。